

## 募集公告

### JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画改定及び実証事業 支援業務に係る提案書の募集について

JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画の改定及び人と地域をつなぐ公共ライドシェア連携事業（以下、実証事業）支援業務に向けた一体的な業務について、提案書（プロポーザル）を募集しますので参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会会長

#### 1 事業の目的

JR関西本線（加茂以東）沿線の笠置町・和束町・南山城村において、鉄道を基軸とした持続可能な地域公共交通の構築に向け、地域公共交通計画の改定および公共ライドシェアの実証事業を実施します。

#### 2 業務概要

- (1) 業務名 JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画改定及び実証事業支援業務
- (2) 業務内容 以下仕様書のとおり  
仕様書①「JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画改定業務仕様書」  
仕様書②「人と地域をつなぐ公共ライドシェア連携事業支援業務仕様書」
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 提案上限額 26,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
【内訳】仕様書①：8,000千円 仕様書②：18,000千円

※仕様書②（18,000千円）に係る業務は、国補助金の交付を前提とするものであり、前提と異なる場合は、協議会の判断により本仕様書②に関する契約を締結しないことがある。

なお、これに伴い契約を締結しない場合であっても、協議会は受託者に対し、違約金、損害賠償、補償その他一切の責任を負わないものとする。

#### 3 参加資格

- (1) 企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本協議会を構成する自治体の地方税、法人税及び消費税等の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、本協議会を構成する自治体※の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。  
※京都府、笠置町、和束町及び南山城村
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。  
ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  
イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

- もって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

#### 4 参加手続

- (1) 事務局及び問い合わせ先  
〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1(笠置町希望のまち推進課内)  
JR関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通活性化協議会事務局  
電話 0743-95-2327 FAX 0743-95-2961  
メールアドレス kibou@town.kasagi.lg.jp  
応募書類等の配布
- ア 配布期間：公募開始日～令和8年5月15日(金)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 配布場所及び受付場所  
京都府(交通政策課)、笠置町(希望のまち推進課)、和束町(まちづくり応援課)及び南山城村(総務財政課)の窓口で配布するほか、各自治体ホームページからダウンロードできる。
- (2) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法
- ア 提出期限：公募開始日～令和8年5月15日(金)  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

#### 5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年5月8日(金)午後5時まで必着
- (2) 質疑方法：FAX 又は電子メールにより、4の(1)に提出の上、電話で着信確認を行うこと。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「JR関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通計画改定及び実証事業支援業務に関する 質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答日：令和8年5月13日(水)
- (5) 回答方法：上記4(2)イの各自治体ホームページに掲載

#### 6 応募書類

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書(1部)
  - イ 企画提案書(10部)
  - ウ 価格提案書(見積書)(1部)
  - エ 実施体制報告書(10部)
  - オ 同種業務実績報告書(仕様書①、仕様書②)〈過去、類似の業務にかかわった中で最もいい結果が得られたと考えるもの1件について、その業務概要と特色、最終的にできあがった公共交通計画 等〉(各10部)
  - カ 相楽東部地域の公共交通乗車レポート(10部)※自由様式
- (2) 提出された応募書類の取扱
- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

## 7 企画提案書の作成方法及び記載内容

### (1) 作成方法

用紙は A4 版とする。A3 版を用いる場合は、A4 折り込みとし、1 枚 2 ページと換算する。表紙、目次等を除いた実質的なページを、10 ページ以内とする。表紙には、「JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画改定及び実証事業支援業務企画提案書」と提案者名等を記すこと。

### (2) 記載内容

提案書は、仕様書の内容によるものとするほか、方針、工程、実施体制、調整・打合せなどの業務の進め方について簡潔明瞭に記載すること。提案価格に含まれない、別途費用を必要とする提案は受け付けない。

## 8 価格提案書の作成方法

別添仕様書記載の業務内容により業務項目毎に見積もりの上、作成すること。  
また、業務項目毎に内訳書を作成すること。

## 9 評価方法等

### (1) 評価基準

別添「JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画改定及び実証事業支援業務に係る提案書評価基準（以下、評価基準という。）」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

日時：5 月 25 日（月） ※時間は別途連絡します。

場所：笠置町産業振興会館 1 階研修室

### (3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ また、参加者が 1 者の場合でも評価を実施し、候補者を選定する。

### (5) その他 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本説明書に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (4) の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定結果（選定、非選定）を通知する。

## 11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と令和 8 年 6 月 12 日（金）を目途に、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 5 又は第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国又は地方自治体も

しくはこれらに類する団体等と、当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

#### 1.2 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 参加表明書を提出した後、協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

#### 1.3 選定スケジュール

	項目	期日・期限	備考
1	仕様書等の公開	公募開始日～5月15日（金）	自治体 HP
2	質問書の受付期間	公募開始日～5月8日（金）	電子メール
3	質問の回答	5月13日（水）	自治体 HP
4	応募書類の提出期間	公募開始日～5月15日（金）	持参又は郵送
5	プレゼンテーション等の実施	5月25日（月）	別途連絡
6	審査結果通知	5月29日（金）まで	参加者に通知